

補助事業等に係る主な経費区分及びその内容は、次のとおりとする。

経費区分	経 費 内 容
報 酬	団体等の役員等の人件費全般
報 償 費	講演会，講習会等の講師への謝礼
旅 費	研修・視察の交通費及び宿泊料(宴会費は除く。)
消 耗 品 費	事務用文具類，資料代，講座の材料代等
燃 料 費	暖房用，炊事用等の灯油代，プロパンガス代等
食 糧 費	会議等の弁当代，飲食代等
印 刷 製 本 費	会議等の資料等の印刷費
光 熱 水 費	事務所等の電気，ガス，水道使用料等
修 繕 費	事務所，備品，車等の修繕や部品の取替えのための費用
賄 材 料 費	給食の材料購入費
通 信 運 搬 費	郵便料，宅急便料金，通信料等
広 告 料	雑誌等に広告する経費
手 数 料	機器点検手数料，車検代行手数料等
保 険 料	傷害保険料，建物火災保険料，自動車損害保険料等
委 託 料	事務，調査，測量，設計等の委託料
使用料・賃借料	パソコン等のリース代，事務所の賃借料等
工 事 請 負 費	建物建築費，駐車場等整備費等
原 材 料 費	鉄骨，砂等の工事材料費や原木等の加工用原材料費
財 産 購 入 費	土地，建物等の購入費
備 品 購 入 費	消耗品費や原材料費である物品を除く長期使用可能な物品(単価1万円以上のもの)
負 担 金	特別の利益を受ける補助事業等に要する経費を他団体に対して負担する経費
間 接 補 助 金	財政的な援助として反対給付を受けないで他団体に対して給付する給付金
償 還 金	借入金の償還金
賠 償 金	他人の権利を侵害して損害を与えた場合に，その損害を補填するために支払う金額